

改正概要説明書

国名： アイルランド

法令名： 商標法

改正情報： 2016年2月2日までの改正を含む

改正概要：

1. 序及び総則

・本法に、新たに「EEA 協定」及び「EEA 加盟国」が追加された。「EEA」とは、欧州経済地域のことであり、欧州自由貿易連合(EFTA)加盟国が欧州連合(EU)に加盟することなく、EUの単一市場に参加することができるよう設置された枠組みである(EU加盟国31カ国、スイスを除くEFTA加盟国3ヶ国)(第2条)。

2. 侵害訴訟手続

・侵害訴訟手続に対し救済を求めることができる申請事項のうち、「当該商標の下でのサービスの提供」が削除された(第24条)。

3. 財産権の対象としての登録商標

・「登録可能な取引により、ライセンシーであることを主張する者は、第34条又は第35条の規定(登録商標の侵害に関するライセンシーの権利)の保護を受けることができない。」との規定が削除された(第29条(3))。

・取引の詳細事項の登録申請がなされる前に生じた当該登録商標の侵害に関しては、「商標の侵害に関する手続におけるその費用を当該者に裁定してはならない」と変更された。なお、法改正前は、「損害賠償又は利益計算を受ける権利を有さない」規定となっていた。(第29条(4))。

4. 商標代理人

・商標代理人として行為する業務を行ってはならない旨について、「パートナーシップ」や「法人」に関して規定していたが、法改正により「アイルランドに定住する者」として明確化した(第85条(1)(2)(3))。

・商標代理人として登録されるための資格について、「パートナーシップ」に関して規定していたが、削除された(第86条)。

・登録簿の管理のために大臣が定めることのできる規則に、「登録簿への登録適格性のためにパートナーシップ、法人又は法人格のない団体が満たすべき条件」が加わり、より明確化された(第90条(1))。

改正内容：

・第2条

「EEA 協定」及び「EEA 加盟国」が追加された。

・第24条

(1)(c)が削除された。

・第29条

(3) (b) の内容が削除された。

(4) において、「損害賠償又は利益計算を受ける権利を有さない。」が「商標の侵害に関する手続におけるその費用を当該者に裁定してはならない。」に変更された。

・第85条

(1) において、商標代理人の業務が明確化された。

(2) 及び(3) が削除された。

(4F) において、「適切な資格」が追加された。

・第86条

(1) において、「パートナーシップ」に関する規定が削除された。

・第90条

(1) において、大臣の権限が明確化された。

(3) が削除された。